

チーフエコノミストの

論点+プラス

2020年7月27日

# 消費税減税～ドイツの 歴史的決断の真相

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト

長谷川克之

## 付加価値税の減税に初めて踏み切ったドイツ

ドイツで消費者マインドが改善している。7月23日にドイツの調査会社GfKが発表した消費者信頼感指数（指標としては8月分）は前月の▲9.4ポイントから▲0.3ポイントに想定以上に回復した。同日EU委員会が発表したユーロ圏の消費者信頼感指数が前月から想定外に下落したと対照的だ。

ドイツにおけるマインド好転の要因の一つに7月1日から始まった付加価値税（日本の消費税に相当）の税率引き下げがある。本年12月末までの時限的な措置だが、標準税率は19%から16%に、食料品などに適用される軽減税率は7%から5%に引き下げられた。EUでは域内での税制調和を図るため、最低税率を標準税率は15%、軽減税率は5%と定めており、ドイツはほぼ下限にまで一時的に引き下げたことになる。

100年の歴史があるドイツの付加価値税。その歴史はドイツ経済の歴史を物語る。幅広い財やサービスの売り上げに対して最初に課税されたのは1918年8月である。当初の税率はわずか0.5%。第一次世界大戦終戦間際、期せずして「スペインかぜ」が世界で蔓延し始めた頃のことだ。ドイツでは当時、戦費調達のためにライヒスバンク（中央銀行）や民間銀行からの借入が激増、インフレ進行が始まっていた。第一次世界大戦後の1920年代初頭、ドイツ経済はハイパーインフレに直面、崩壊する。無政府状態下の放漫財政の中で当時の付加価値税は余りに無力だった。

第二次世界大戦後、ドイツは奇跡的な復興と発展を遂げた。1957年にはEUの前身である欧州経済共同体（EEC）が設立され、ドイツは1968年1月に域内共通の付加価値税を税率10%で導入した。以来、付加価値税の税率は50年余りで7回に及び引き上げられてきた。付加価値税は今では所得税に次ぐ第二の基幹財源であり、ドイツ経済安定の象徴でもある。域内では景気後退時に税率の引き下げを実施した国も少なくないが、ドイツは過去において一貫して引き上げのみを行ってきた。そのドイツが今般、初めて付加価値税の減税に踏み切った。

今般の減税に対してドイツ国内の一部で批判があるのも事実である。減税発表から実施までわずか1カ月弱であり、小売業者にとっては準備不足となる。内税方式のドイツで、小売業者が税率の引き下げを映じて実際に値下げを行うか、疑問視する声もある。消費者へのアンケート調査は減税による消費喚起効果が必ずしも大きくないことを示唆している。それでもメルケル政権の政策は圧倒的な支持を誇っており、付加価値税減税も総じて言えば好意的に受け止められているようだ。

## ドイツの付加価値減税から何を学ぶか

歴史的な付加価値減税の背景に何があったのか。ドイツの減税は日本にとって参考になるのか。

第一に注目したいことは、付加価値減税が経済対策のグランドデザイン的一端を担うものであり、単発の、或いは場当たりの対応策ではないことである。6月初旬に発表された「コロナ・パンデミックとの闘い：繁栄の維持と将来性の向上」と銘打った経済対策は足元の危機に対する「経済危機対策パッケージ」とドイツ経済の中長期的な成長基盤を強化する「未来パッケージ」から構成される。総額は約1,300億ユーロ（円貨換算：約16兆円）に及ぶ。経済危機対策パッケージは約200億ユーロ（約2.5兆円）規模の付加価値減税の他、電気料金の引き下げ、子育て世帯に対する補助金支給などが含まれる。未来パッケージでは気候変動対応とデジタル化が中心テーマとなっており、電気自動車の購入促進やインフラ整備、水素関連技術の深耕、人工知能（AI）や量子コンピューターの導入促進、5G（第5世代移動通信システム）の敷設加速などの施策が盛り込まれている。なお、業界団体は低排出ディーゼル・ガソリン車の購入促進を求めたが、従来型自動車は支援の対象とはなっていない。

付加価値減税は勿論、個人消費の刺激を意識したものではあるが、低所得者に対する支援策としての側面や、国民の幅広い層が恩恵を受けることによって社会の連帯意識を高めることに対する期待もあるとされる。コロナ禍が社会の分断を助長する傾向がある中でのドイツ流の一つの対応策であるようにも映る。

なお、ドイツは6月の経済対策パッケージに先立ち、様々な形で景気刺激策を打ち出してきた。3月には今年度予算の補正予算も発表している。連邦財務省の発表（4月）によれば、それまでの一連の景気対策の規模は財政措置が約4,500億ユーロ、保証措置が約8,200億ユーロで合計約1兆2,700億ユーロ（約160兆円）、GDP比で37%にも達する。6月のパッケージも足し合わせれば、総額1.4兆ユーロ、GDP比では40%を超え、EU域内はもちろん、国際的にも巨額な対策規模となる。

第二に、減税、そして一連の経済対策は足元のドイツ経済の厳しさだけでなく、ドイツ経済の強さを示していることにも注目したい。

多くの国のリーダー同様にメルケル首相も現下の危機を第二次世界大戦後最大の国難と位置付けている。新型コロナウイルスの感染者の数は20万人を超える。経済の落ち込みも深刻だ。2020年の実質GDP成長率は▲6.3%（EU委員会、7月）と戦後最悪の落ち込みになると見込まれている。

連邦財務省は2020年の財政収支は対GDP比で7%を超える大幅な赤字になると試算する。憲法に相当する基本法で均衡財政を謳うドイツでは異例のことだ。基本法115条は連邦政府の財政赤字は原則としてGDP比0.35%を超えてはいけないと規定する。災害や例外的な緊急事態においては財政赤字の上限突破が許容されることになっており、今年はその例外ということになる。

君子は豹変するという。未曾有の危機に対して、前例のない減税、そして財政支出で挑むことは理に適う。もっとも、緊縮財政を旨としてきたドイツがこれほどの財政拡張に動いたことに意外感もあり、一部では財政政策の抜本的な転換の可能性を指摘する向きもある。しかし、そうした見方は正しくないだろう。メルケル首相やショルツ財務相は過去の緊縮財政の蓄積が今般の財政拡大を可能にしたことを強調する。2012年から8年連続で緊縮的な財政運営を行い、財政黒字を維持してきたからこそ、今年の巨額の赤字が正当化されるという訳だ。今年の赤字は過去の緊縮財政の賜物であり、決し

て緊縮財政を否定するものではないというのがドイツ流の考え方だ。今は非常時だが、経済が正常化すればドイツは再び緊縮財政姿勢を維持するに違いない。そしてその時、ドイツの緊縮財政を批判することはこれまで以上に難しくなるのではないか。財政拡張の出口政策への信認が厚いことがドイツの特徴だ。

ドイツはコロナ禍への対応では優等生とも言われる。健全な財政基盤に基づく積極的な財政運営では他国を凌駕する。一般政府の債務残高は対 GDP 比で 60%弱にとどまり、約 100%のフランス、130%強のイタリアと比べても財政状況の違いは明らかだ。

新型コロナの感染者も人口 100 万人当たりでは 2,500 人弱にとどまり、また死者数（約 9,200 人、人口 100 万人当たりでは 110 人）は北米、西欧の主要先進国の中では最も抑制されている国である。その背景に主要国随一の ICU（集中治療室）整備など充実した医療・保険体制があることが指摘されている。客観的に言えば、ドイツはコロナ禍による影響が域内では最も抑えている国の一つであるが、経済対策の規模は最大となっている。こうした点にもドイツ経済の強さがうかがえる。

第三に、付加価値税の税率変更を機動的に実施してきた欧州固有の事情も考慮する必要がある。ドイツにおける税率の変更は前述の通り 7 回ある。フランスやイタリアでの税率の上げ下げは 20 回以上、最多のアイルランドに至っては 30 回以上となっている。欧州では税率は基本的には上昇傾向にあるものの、経済情勢に応じて低下も含めて機動的に微調整を行うことが一般的となっている。税率変更の影響は価格転嫁の大きさ、その時々々の経済状況など種々の要因によって左右されるために一概に比較することは困難だが、欧州では総じて税率変更前の駆け込み需要やその反動減としての需要の落ち込みは小さい傾向があるとされる。日本では消費増税時には駆け込み需要とその反動により、経済の振幅が大きくなる傾向があるが、欧州では税率変更慣れてる上に、増税前から徐々に価格の調整を行い、増税時の価格変更が緩やかに進むことが知られている。

新型コロナの感染拡大以前から景気回復が途切れ、後退局面入りを迫られた日本経済。個人消費の回復が極めて緩慢なものに留まるものと予想される中で、日本でも今後、消費税の減税を巡る議論が高まる可能性がある。その際にはドイツの英断を見習うべきとの意見が強まることもあり得る。確かに消費減税は一つの選択肢かも知れないが、日本とドイツを同列で議論することには無理がある。経済・社会の中長期的な持続性に向けた対応の必要性、財政健全化に向けた制度的なコミットメントの欠如（換言すれば、日本における増税時に費やす政治的資本の大きさ）、税率変更に伴う短期的な経済のかく乱リスクなどに鑑みれば、日本での消費減税のハードルは高いと考えるべきだろう。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。